

飲料水貯水槽等維持管理状況報告書について

(1) 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

東京都では、毎年、ビルの届出者から給水設備の自主点検の記録「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」の提出を求めています。水道法に基づく簡易専用水道の検査については、「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」の提出及び東京都の立入検査をもって、受検したものとみなしています。

(2) 内容について

人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活用に水を供給する場合は、水道法の水質基準に適合する水を供給することが規定されているため、給湯設備についても、貯湯槽の点検、清掃等適切な維持管理を実施する必要があります。

このため中央式の給湯設備等がある場合、その有無について記入します。

また、毎月の点検や水質検査、清掃等を実施し記録を残してください。

(3) 報告について

飲料水貯水槽等維持管理状況報告書には、毎月の点検結果を記入するとともに、過去1年分の水質検査結果の写し及び11月分の残留塩素濃度等の記録を添付し、毎年12月にビル衛生検査係又は所管の保健所へ報告してください。

なお、建築物衛生法第5条第4項に該当する「もっぱら事務所の用途に供される特定建築物」についても、平成15年度より報告が必要となっています。

ア 報告書送付先

(ア) 特別区内の延べ建築面積が10,000 m²を超える特定建築物及び島しょ地区のすべての特定建築物 ※ ⇒ビル衛生検査係

(イ) 特別区内の延べ建築面積が10,000 m²以下の特定建築物
⇒所管の特別区保健所

(ウ) 多摩地区内のすべての特定建築物
⇒所管の保健所

イ 送付する書類（チェックリストにて郵送前に確認して下さい。）

(ア) 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書
貯水（貯湯）槽ごとに報告

(イ) 水質検査結果の写し
前年の12月から報告年の11月までに至る1年間に実施したすべての飲料水水質検査結果（防錆剤及び中央式給湯水の検査結果も含む）

(ウ) 残留塩素等の検査実施記録票の写し
報告書提出月の前月である11月分のみ（中央式の給湯設備がある場合には、その記録票も含む）

ウ 報告期日

毎年12月1日から同月15日まで

エ 東京都西多摩保健所への郵送について

【郵送先】〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目167番地の15

東京都西多摩保健所 生活環境安全課 環境衛生第一係・第二係

TEL : 0428-22-6141 FAX : 0428-23-3987